

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事、<u>出納長</u>及び総務部長をもって充てる。</p> <p>2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 副知事</p> <p>第2順位 <u>出納長</u></p> <p>第3順位 総務部長</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(配備体制)</p> <p>第26条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p>				<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び総務部長をもって充てる。</p> <p>2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 副知事</p> <p>第2順位 総務部長</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(配備体制)</p> <p>第26条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p>			
区 分		配備基準		区 分		配備基準	
配備職員の範囲		配備職員の範囲		配備職員の範囲		配備職員の範囲	
(1)	本部警戒配備	ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、津波注意報若しくは臨時火山情報（火山噴火予知連絡会の統一見解を除く。）が発表され、又は大規模な火災、爆発等により相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	[略]	(1)	本部警戒配備	ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたと	[略]
						イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたと	







1 号 非 常 配 備	部	場合		部	<p><u>警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認め</u> <u>たとき。</u></p> <p>イ <u>大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認め</u> <u>たとき。</u></p> <p>ウ <u>大津波警報が発表された場合</u></p> <p>エ <u>県内に震度6弱又は震度6強の地震が発生した場合</u></p> <p>オ <u>岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</u></p> <p>カ <u>その他本部長が特に必要と認め</u> <u>た場合</u></p>	
		イ <u>大津波警報が発表された場合</u>				
	広 域 支 部	ア <u>相当規模の災害が発生した</u> <u>場合</u>	[略]	広 域 支 部	ア <u>所管区域内に気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備体制の指令を発したとき。</u>	[略]
					イ <u>所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</u>	



(3) 本 部  2 号 非 常 配 備	ア <u>大災害が発生した場合</u> において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると <u>認められる場合</u>	[略]
	イ <u>県内に震度6弱以上の地震が発生した場合</u>	
	ア <u>大災害が発生した場合</u> において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると <u>認められる場合</u>	[略]
広 域 支 部	イ <u>所管区域内の市町村に震度6弱以上の地震が発生した場合</u>	
地 方 支 部	ア <u>大災害が発生した場合</u> において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると <u>認められる場合</u>	本部長が <u>配備体制の指令を</u> 発した地方支部の全職員
	イ <u>所管区域内の市町村に震度6弱以上の地震が発生した場合</u>	当該地方支部の全

(3) 本 部  2 号 非 常 配 備	ア <u>大規模な災害が発生した場合</u> において、 <u>本部長が本部の</u> すべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると <u>認めたとき</u> 。	[略]
	イ <u>大津波警報が発表され、かつ、大規模な災害が発生するおそれがある場合</u>	
	ウ <u>県内に震度7の地震が発生した場合</u>	
	エ <u>その他本部長が特に必要と認めた場合</u>	
広 域 支 部	ア <u>大規模な災害が発生した場合</u> において、 <u>本部長が本部の</u> すべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると <u>認めたとき</u> 。	[略]
	イ <u>所管区域内の市町村に震度7の地震が発生した場合</u>	
	ウ <u>その他本部長が特に必要と認めた場合</u>	
地 方 支 部	ア <u>大規模な災害が発生した場合</u> において、 <u>本部長が本部の</u> すべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると <u>認めたとき</u> 。	アからエまでに掲げる <u>配備基準のい</u> ずれかに該当する地方支部の全職員
	イ <u>大津波警報が発表され、かつ、大規模な災害が発生するおそれがある場合</u> （沿岸の地方支部に限る。）	
	ウ <u>所管区域内の市町村に震度7の地震が発生した場合</u>	
	エ <u>その他本部長が特に必要と認めた場合</u>	

	合	職員
--	---	----

2 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
総合政策部	総合政策室長	首席政策監
地域振興部	[略]	地域企画室長
環境生活部	[略]	環境生活企画室長
保健福祉部	[略]	保健福祉企画室長
商工労働観 光部	[略]	商工企画室長
農林水産部	[略]	農政担当技監 [略] 水産担当技監 農林水産企画室長
県土整備部	[略]	道路都市担当技監 河川港湾担当技監 県土整備企画室長
[略]		

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に 充てる職	分掌事務
総合 政策 部	政策推進 課	[略]	
	政策調査 監	政策調査監	他課等に対する応 援に関すること。
	秘書担当 課	秘書担当課 長	[略]
	[略]		
	広聴広報 課	[略]	

--	--	--

2 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
総合政策部	総合政策部長	総合政策部副部長
地域振興部	[略]	地域振興部副部長
環境生活部	[略]	環境生活部副部長 環境担当技監
保健福祉部	[略]	保健福祉部副部長 公的医療改革担当技監
商工労働観 光部	[略]	商工労働観光部副部長
農林水産部	[略]	農林水産部副部長 農政担当技監 [略] 水産担当技監
県土整備部	[略]	県土整備部副部長 道路都市担当技監 河川港湾担当技監
[略]		

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に 充てる職	分掌事務
総合 政策 部	政策推進 課	[略]	
	秘書課	秘書課総括 課長	[略]
	[略]		
	広聴広報 課	[略]	
	国体推進 課	国体推進課 総括課長	他課等に対する応 援に関すること。
	政策調査 監	政策調査監	他課等に対する応 援に関すること。

地域	[略]		
振興部	<u>NPO・国際課</u>	<u>NPO・国際課総括課長</u>	[略]
	[略]		
環境生活部	環境生活企画室	[略]	[略] 生活関連物資等の 応急対策に関する こと。 <u>交通安全対策に関する こと。</u> 被災者の生活相談 及び苦情の受付に 関すること。
	[略]		
	資源エネルギー課	[略]	電力関係の被害の 取りまとめに關 すること（企業部業務 課の主管に属する ものを除く。）。
	青少年・男女共同参画課	[略]	<u>青少年対策に關 すること。</u>
	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	[略]	他課等に対する応援 に關すること。

地域	[略]		
振興部	<u>NPO・文化国際課</u>	<u>NPO・文化国際課総括課長</u>	[略]
	[略]		
環境生活部	環境生活企画室	[略]	[略] 生活関連物資等の 応急対策に関する こと。  被災者の生活相談 及び苦情の受付に 関すること。
	[略]		
	資源エネルギー課	[略]	電力関係の被害の 取りまとめに關 すること（企業部業務 課の主管に属する ものを除く。）。 <u>地熱熱水施設（資源 エネルギー庁より 施設管理及び撤去 工事監理を依頼さ れている施設をい う。）及び岩手県営 屋内温水プールの 被害調査及び応急 対策に關すること。</u>
	青少年・男女共同参画課	[略]	<u>被災した女性のた めの相談に關する こと。</u> <u>性差別的取扱いに 關する相談に關 すること。</u>
	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	[略]	<u>県境不法投棄現場の 被害調査及び応急 対策に關すること。</u> 他課等に対する応援 に關すること。

[略]			
農林	[略]		
水産部	漁港漁村課	[略]	[略] <u>沿岸漁業整備開発施設</u> の被害調査及び応急対策に関すること。
県土整備部	[略]		
	建設技術振興課	[略]	応急対策工事請負契約者の選定及び当該契約者の工事施行状況の調査に関すること。 <u>応急対策工事に関する関係部課との連絡調整に関すること。</u> <u>災害復旧工事の技術指導に関すること。</u>
	[略]		
	砂防災害課	[略]	[略] 公共土木施設（国土交通省の主管に属するものに限る。）の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。

[略]			
農林	[略]		
水産部	漁港漁村課	[略]	[略] <u>漁場施設</u> の被害調査及び応急対策に関すること。
	<u>競馬改革推進室</u>	<u>競馬改革推進室長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>
県土整備部	[略]		
	建設技術振興課	[略]	応急対策工事請負契約者の選定及び当該契約者の工事施行状況の調査に関すること。 <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
	[略]		
	砂防災害課	[略]	[略] 公共土木施設（国土交通省の主管に属するものに限る。）の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。 <u>土砂災害関係の気象情報等の収集及び発表に関すること。</u> <u>応急対策工事に関する関係部課との連絡調整に関すること。</u> <u>災害復旧工事の技</u>



			厩警察署
岩手 県災 害対 策本 部大 船渡 地方 支部	[略]	[略]	大船渡地方振興局、岩手 県南家畜保健衛生所、 岩手県漁業取締事務所、 岩手県立大船渡病院、岩 手県立高田病院、 <u>岩手県 立住田病院</u> 、大船渡教育 事務所、岩手県立高田高 等学校、 <u>岩手県立広田水 産高等学校</u> 、岩手県立大 船渡高等学校、 <u>岩手県立 大船渡農業高等学校</u> 、 <u>岩 手県立大船渡工業高等学 校</u> 、岩手県立住田高等学 校、岩手県立気仙養護学 校、岩手県大船渡警察署
岩手 県災 害対 策本 部釜 石地 方支 部	[略]	[略]	釜石地方振興局、岩手県 南家畜保健衛生所、岩 手県漁業取締事務所、岩 手県水産技術センター、 岩手県立釜石病院、岩手 県立大槌病院、釜石教育 事務所、 <u>岩手県立釜石南 高等学校</u> 、 <u>岩手県立釜石 北高等学校</u> 、岩手県立釜 石工業高等学校、岩手県 立釜石商業高等学校、岩 手県立大槌高等学校、岩 手県立釜石養護学校、岩 手県釜石警察署
[略]			
岩手 県災 害対 策本 部二 戸地 方支 部	[略]	[略]	二戸地方振興局、岩手県 北家畜保健衛生所、岩 手県立二戸病院、岩手県 立軽米病院、岩手県立二 戸病院附属九戸地域診療 センター、岩手県立一戸 病院、二戸教育事務所、 岩手県立軽米高等学校、 岩手県立伊保内高等学校

岩手 県災 害対 策本 部大 船渡 地方 支部	[略]	[略]	大船渡地方振興局、岩手 県南家畜保健衛生所、 岩手県漁業取締事務所、 岩手県立大船渡病院、岩 手県立高田病院、 <u>岩手県 立大船渡病院附属住田地 域診療センター</u> 、大船渡 教育事務所、岩手県立高 田高等学校、岩手県立大 船渡高等学校、 <u>岩手県立 大船渡東高等学校</u> 、岩手 県立住田高等学校、岩手 県立気仙養護学校、岩手 県大船渡警察署
岩手 県災 害対 策本 部釜 石地 方支 部	[略]	[略]	釜石地方振興局、岩手県 南家畜保健衛生所、岩 手県漁業取締事務所、岩 手県水産技術センター、 岩手県立釜石病院、岩手 県立大槌病院、釜石教育 事務所、 <u>岩手県立釜石高 等学校</u> 、岩手県立釜石工 業高等学校、岩手県立釜 石商業高等学校、岩手県 立大槌高等学校、岩手県 立釜石養護学校、岩手県 釜石警察署
[略]			
岩手 県災 害対 策本 部二 戸地 方支 部	[略]	[略]	二戸地方振興局、岩手県 北家畜保健衛生所、岩 手県立二戸病院、岩手県 立軽米病院、岩手県立二 戸病院附属九戸地域診療 センター、岩手県立一戸 病院、二戸教育事務所、 岩手県立軽米高等学校、 岩手県立伊保内高等学校

、岩手県立福岡高等学校  
、岩手県立福岡工業高等  
学校、岩手県立浄法寺高  
等学校、岩手県立一戸高  
等学校、岩手県二戸警察  
署

、岩手県立福岡高等学校  
、岩手県立福岡工業高等  
学校、岩手県立一戸高等  
学校、岩手県二戸警察署

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び副班長

班	班長に充て る職	副班長に充てる職
[略]		
福祉班	[略]	[略] 地方振興局保健福祉環境部保健 福祉室長（福祉課長、 <u>保健福祉環 境課長</u> ）
保健環境 班	[略]	[略] <u>広域振興局総合支局保健福祉環 境部環境課長（保健課長）</u>  <u>地方振興局保健福祉環境部環境 衛生室長（企画管理課長、企画環 境課長、保健福祉環境課長）</u>
[略]		
土木班	[略]	[略] <u>広域振興局総合支局土木部建設 調整主幹（土木センター所長、 管理課長）</u>  地方振興局土木部管理用地室長 （ <u>建設調整主幹、企画管理課長 、管理課長</u> ）
[略]		

別表第8（第26条関係）

警戒配備体制に当たる課等及び公所

区 分	部及び班	警戒配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	農林水産 部	農林水産企画室、農村建設課、林業振 興課、 <u>緑化推進課</u> 、森林保全課、漁港 漁村課
	県土整備	県土整備企画室、道路環境課、砂防災

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び副班長

班	班長に充て る職	副班長に充てる職
[略]		
福祉班	[略]	[略] 地方振興局保健福祉環境部保健 福祉室長（福祉課長）
保健環境 班	[略]	[略] <u>広域振興局総合支局保健福祉環 境部環境衛生課長（衛生環境課長 ）</u>  <u>地方振興局保健福祉環境部環境 衛生課長（企画管理課長、企画環 境課長）</u>
[略]		
土木班	[略]	[略] <u>広域振興局総合支局土木部管理 課長</u>  地方振興局土木部管理用地室長 （管理課長）
[略]		

別表第8（第26条関係）

警戒配備体制に当たる課等及び公所

区 分	部及び班	警戒配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	農林水産 部	農林水産企画室、農村建設課、林業振 興課、 <u>森林整備課</u> 、森林保全課、漁港 漁村課
	県土整備	県土整備企画室、道路環境課、砂防災

	部	害課、河川課、都市計画課、下水環境課、港湾課、空港課		部	害課、河川課、都市計画課、下水環境課、 <u>建築住宅課</u> 、港湾課、空港課
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。